

## 岡本の国会での質問

180-衆-厚生労働委員会-16号 平成24年07月27日

○池田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、本案に対し、岡本充功君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。岡本充功君。

---

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

---

○岡本(充)委員 ただいま議題となりました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、厚生労働大臣は、心身の故障のため業務の遂行にたえない者等の継続雇用制度における取り扱いを含めた事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を定めるものとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○小林(正)委員 ありがとうございます。

今、厚生労働省としての意思を確認できましたので、対象者基準の現状について少しお話をさせていただきたいと思っております。

労働現場を見ますと、継続雇用制度の対象とならない者の範囲が広過ぎたり、あるいは定年を迎える前のちょっとした失敗などによって継続雇用の対象外とされてしまう例などが残念ながら見受けられます。高年齢者の生活を考えるのであれば、継続雇用の例外は、会社にとってはかり知れない大きなダメージをもたらしたとか、あるいは完全に働けないような健康状態であるといった、極めて限定的でなければならぬと思っております。

昨日提出されました民主党、自民党、公明党による三党の修正案では、厚生労働省が高年齢者雇用全体に関するガイドラインを定めることになっているようですが、継続雇用の対象外とされる範囲は、著しい心身の故障など、限定的でなければ、一生懸命働いている勤労者にとっては安心できないと思っております。そのあたりは厚生労働省も修正案の提出者も共通した認識を持たれていることと思っておりますが、まずは提出者から、私の心配は当たらないというぜひ前向きな御答弁をいただけますでしょうか。

○岡本(充)委員 御質問いただきました修正案の趣旨は、原案の継続雇用制度、希望者全員を対象とする、こういったものを基本とするというものは変わっていません。その中で、定年に至る前であっても就業規則の解雇、退職事由に該当する者については離職をさせるということができることから、定年後もこういった離職をさせるということが出来る、例外的ですが、できるというふうに解しています。

修正案では、こういったことを労使双方にわかりやすく示すために現場での取り扱いを指針として定めるということにいたしましたものでありまして、あくまで継続雇用制度の例外は限定的なものだ、こういうふうにご理解をいただければ結構だと思います。

○高橋(千)委員 逆に、労使という部分が法律からなくなっているわけですね。要するに、基準のところでは労使が出てくるわけですから、そこが今とれて、指針ということになった。そうすると、逆に、労使の議論の中でしっかりと雇用の確保、いわゆる逸脱して解雇強要になるんじゃないかとか、そういうことを争う権利を持っていたものが、指針という形で、こういう規則にあるんだからこういうときはとなってはならないということが、非常に危機感を持っているわけです。つまり、選別基準を廃止するという踏み込んだ改正を提出する一方で、新たな選別のルールを持ち込んだことにならな  
いかという危機感を持っています。

与党の提出者と大臣に最後に一言ずつ聞いて、終わります。

○岡本(充)委員 先ほども答弁させていただきましたけれども、基本は、継続雇用をして、年金と雇用が接続するということをしっかり確保していこう、こういう中で、これまでいわゆる現場で行われてきた解雇事由に相当するものについて、今回、定年後も解雇事由に相当するような方については残念ながら離職していただく可能性があるということを私は先ほども述べたわけでありまして、決して、新たな選別基準をつくらう、こういうことでこの修正案を出しているわけではないということをお話しておきたいと思います。